

六蔵クリーセンター最終処分場整備事業(仮称)に係る第1回審査会後の委員追加意見に対する事業者の見解

※No:資料1のNoと同じ
事業者見解(10/4)

No.	委員	分類	第1回審査会後の委員追加意見(9/30)	事業者見解(10/4)
13	肥後委員	植物	<p>(1) 伐採計画について 方法書該当箇所：2.4.5造成計画(2)伐採面積(2-38) 建設予定地にはブナ林、雑木林(ミズナラ等の広葉樹林)、植林地(カラマツ、スギ、ヒノキ)、そして針葉樹天然林が現存しています。計画では約38haの森林が伐採されることになっていて、森林伐採は温暖化、生物多様性の観点で重要な課題だと思えます。植物、植生については広域で詳細な調査を計画されていることは理解しておりますが、建設予定地の森林についてさらに踏み込んだ検討が必要だと考えます。</p> <p>森林伐採に関する記述が希薄だと感じられますので、以下の点についてご検討ください。</p> <p>1. 森林伐採で消失するバイオマスの質と量(樹種ごとの本数、材積など)についての調査の有無、また実施する場合の具体的方法。</p> <p>2. 伐採した木材の処理はどのように計画しているのか。伐採、搬出、利用の具体的な方法について。</p>	<p>1. 森林伐採で消失するバイオマスの質と量(樹種ごとの本数、材積等)についての調査の有無、また実施する場合の具体的方法として、植生調査の中で、群落毎にコードラート法(区画を設定して、その中の植生構造を把握する方法)により、植生の詳細を把握いたします。こうした通常のコードラート調査に加えて、コードラート内の樹木の種と本数を確認する毎木調査を行い、毎木調査結果と改変範囲から、森林伐採で消失するバイオマスの質と量を推定する事となります。</p> <p>2. 方法書段階の現段階では、木チップ等にして処理する計画です。</p>
14	肥後委員	植物	<p>(2) 緑化計画について方法書該当箇所：2.4.12緑化計画(2-62~2-63)</p> <p>■用語の混乱 導入部で、切土法面、盛土法面、「(1)緑化方法」で、埋立盛土堤部、平坦部、「(2)緑地面積等(ウ)管理方法」で、法面部、小段部、広い平坦地、等場所を指す複数の用語が使用され、違いが不明瞭です。また(1)と(2)で、同じような場所でも植生回復方法が違っています。例えば、「(1)緑化方法」では平坦部に草本種子散布、「(2)緑地面積等(ウ)管理方法」では平坦部に樹木の混植と記述されています。もう少し整理したうえで、統一を図ってください。</p> <p>■計画の具体的内容について 以下の点について、より具体的な説明をお願いします。</p> <p>1. 自然林とは、どのような状態の林分を想定しているのか。</p> <p>2. なぜ、自然林を再生させるのにコナラ、ヤマハギを使用するのか。</p> <p>3. 草本を播種した区域の森林化はどのようなのか、半永久的に草地のままなのか。</p> <p>4. 草本5種はどのように選択するのか。</p> <p>■「(ウ)管理方法」について 具体的な管理方法が述べられていないと思います。</p> <p>例えば、1. 定期的なモニタリングの実施について(頻度と内容)、2. モニタリング結果に基づき追加の植栽や播種の実施、3. 植栽、播種後の管理について(除草、除伐、間伐など)について示すべきだと考えます。</p> <p>※次の「■計画の趣旨について」とも関連する。</p> <p>■計画の趣旨について 長期的な経済的効果を考えると、自然林ではなく人工林として整備した方が良いとも考えられます(伐採区域にはスギ、ヒノキ、カラマツの人工林も含まれます)。また、針葉樹(ヒノキやスギ)と広葉樹の混交林として整備することで、木材生産と生物の多様性保全を両立させることが可能な森林にすることも可能ではないでしょうか。</p> <p>人口減少がさらに進行し、少子高齢化と経済活動の低下が予想される本地域で、地域活性化のために木材生産を持続することは社会基盤の安定化という意味で一定の重要性があります。その場合、森林(人工林)の造成、維持管理、木材生産を地元企業(森林組合など)に委託するのも一つの選択肢になると考えられます。</p>	<p>■用語の混乱：整理し、準備書の段階で修正したものを提示致します。</p> <p>■計画の具体的内容：条例アセスの中で植生調査の結果を踏まえて、準備書の段階で必要に応じて見直した計画を提示します。</p> <p>■管理方法について：条例アセスの準備書の中で、必要に応じて見直した計画を提示します。</p> <p>■計画の趣旨：ご意見を考慮して、準備書の中において検討します。</p>
20	神谷会長	社会的状況	<p>地下水、地表水(湧水含む)の利用状況用途などとともに確認すること。また、地元の方々の水とのかかわり(くらし、文化等)についても、あらためて整理すること。これら水利用等がある場合には、事業による水環境等への種々の影響を予測しなければならぬ。また、水利用等がある場合には、事業による水環境等への種々の影響を予測しなければならぬ。(僅かでも影響することが予測される場合には、影響を回避する方法を明示する必要があるのではないか)</p>	<p>地下水、地表水の利用状況については、条例アセスの中で調査し、予測評価を実施する予定にしております。</p>